⑸　見積活用方式の有無　無
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Chida Yoichi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Ken-O Expressway Edozaki Bridge (steel superstructure) construction
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 18 August 2022
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 December 2022
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
令和４年７月29日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　中村　晃之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第３号
1　掲載日　令和４年７月15日（号外政府調達第131号）
2　変更内容　44ページ２段目、１　工事概要中に「⑿　本工事は、ＩＣＴを活用し潜水士による潜水作業を可視化することにより、作業効率及び安全性の向上にかかる検証を目的とした試行工事である。」を追加します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本業務は、電子契約システム対象案件である。
令和４年７月29日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　石橋　洋信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第18号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和４年度　東京国際空港空港アクセス鉄道シールドトンネル他築造等工事に係る技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　業務内容
㋐　業務内容：計画準備、協議・報告、技術協力業務（技術提案の技術情報等の提出、その他の技術情報等の提出、地中接合の工法検討、地中接合の工事数量計算・図面作成、設計調整協議、設計の確認、施工計画の作成、全体工事費の算出、関係機関との協議資料作成支援）、報告書作成
㋑　履行期間：契約締結日から令和５年６月２日まで。
㋒　参考額：1,300万円程度（税込）
㋓　本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
⑷　本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に以下の建設工事（以下「建設工事」という。）の契約を締結する。
工事内容：仮設工、土工、構造物工、シールド製作・組立工、発進防護工、近接構造物防護工、シールド工、内部構築工、エアサイド連絡橋改良工、液状化対策工、地中接合工
工期：契約締結日～令和10年３月（予定）
参考額：530億円程度（税込）
⑸　本業務は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者のうち技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
⑹　本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑻　建設工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。）であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定を受けている者であること。また、特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれか１社、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体のうちいずれか１社が、関東地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上であること。）